

松本市立今井小学校 いじめ防止基本方針

(平成 29 年度策定・令和 6 年 3 月改訂)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめを行う児童も心身の健全な成長に重大な影響を与えるものである。いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。

いじめにより辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という意識を持ち、役割と責任を自覚し、いじめ問題に取り組まなくてはならない。また、職員が一人で抱え込まずに、職員全員が一丸となって組織的に対応することが必要である。

本校では「まわりの人にやさしい子」の具現化に向けて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法第 13 条」に基づき、「松本市立今井小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

一 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って考えるものとし、あわせて「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることとする。

*些細な出来事であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめに対する共通認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。
- ③いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

- ④いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長に適切な報告等がなされるようにする。
- ⑤児童生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならない。また、教師の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしきも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするようなことがないよう留意する。
- ⑥学校では、日頃から『ネット上のいじめ』に関して子どもが発する危険信号を把握するように努めるとともに、その未然防止・早期発見の観点から、保護者や地域人材等の協力も得ながら、インターネット上の学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）やプロフ等の定期的な巡回・閲覧活動を実施していくことが重要である。
また、国や教育委員会が作成する「対応マニュアル（例）（注2）」を活用するなどして、誹謗・中傷等を発見した場合や子ども・保護者等から相談があった場合の学校としての対応について、学校全体での共通理解を日頃から確保していくように努める。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、児童相談所、園の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止に向けた取り組み

- （1）実践的な校内研修の実施、教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。
- （2）全校児童への指導
 - ①「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。いじめをやり立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。
 - ②いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。
 - ③学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。
 - ④学級（ホームルーム）活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組む。
 - ⑤いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該児童生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。
 - ⑥定期的にネット上の掲示板を閲覧するなどして、未然防止や問題兆候の把握に努めること。
『ネット上のいじめ』を発見した場合には、被害児童生徒へのケアとともに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で、迅速かつ適切な対応を図ること。

3 いじめ防止等の対策のための組織

校長……………全体の統括
教頭・教務主任……………職員間の共通理解を図る 外部機関との渉外など
生徒指導主任……………個別のいじめ事案への対応、記録 アンケート実施
学級担任……………個別事案の対応
養護教諭……………いじめ事案への対応・相談窓口
スクールカウンセラー……被害児童・保護者等のカウンセリング

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を「登校支援・いじめ対策委員会」を基盤に、上記のように組織して、適時、本方針に基づく取組の実践、進捗状況の確認、定期的検証などを行う。また、いじめ等が発見された場合は、臨時に開催し、早期対応に当たる。必要に応じて PTA 会長、などにも報告する。

二 いじめの早期発見のための取組

1 定期的な確認

いじめは遊びやふざけ合いから行われることが多く、気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。このため、休み時間などの見守りや信頼関係の構築に努め児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くする。合わせて定期的なアンケート調査により実態把握に取り組む。

- ①アンケート調査の実施……市教委への報告に合わせ、3ヶ月に1回児童に対するアンケート調査を実施する。
- ②日記等の活用……担任が丁寧に読んで、気になることはすぐに対応する。
- ③教育相談の実施……保健室からの情報を丁寧に聞き、早期発見につなげる。
- ④担任の把握……普段の様子から、表情の変化を見逃さないようにし、周りの児童との関係を把握する。
- ⑤保護者からの連絡……学級担任や教頭に報告される内容を、丁寧にすばやく確認する。
- ⑥定期的にネット上の掲示板を閲覧するなどして、未然防止や問題兆候の把握に努める。

2 いじめの早期発見（チェックポイント）

☐遅刻欠席が増える ☐始業開始時刻ぎりぎりの登校が目立つ
☐表情がさえず、うつむき加減 ☐頭痛・腹痛を頻繁に訴える
☐授業中まちがった解答に皮肉、苦笑が起こり、正答には冷やかしやどよめき起きる ☐理由の分からない怪我がある 衣類がよごれる ☐休み時間にトイレに閉じこもったり、遅れて教室に戻る
☐物が壊れたり、事件が起きたりするとその子のせいにされる ☐イスや机が壊されたり、所持品に落書きがあったりする ☐運動着が破られたり、靴が隠されたりする ☐用事もないのに職員室や保健室に来てウロウロする ☐その子を褒めるとあざけたりシラケたりする ☐「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名前がふざけ半分でいつも出てくる ☐その子のとなりに座るのを避けたり、掃除の時その子の机を運んだりしない ☐今までのグループから離れて一人でポツンという ☐「ばいきん」「〇〇菌」などと嫌がるあだ名を付ける ☐急いで一人で帰宅する ☐飼育動物や昆虫に残酷な行為をする

三 いじめに対する早期発見と対応

1 いじめが発見された時の対応

- (1) 相談を受けたり、いじめと思われる行為を見つかったりした時は速やかに校長（教頭）に報告する。
- (2) 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめをうけた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

2 児童・保護者への指導

- (1) いじめられている側への指導

【いじめられている児童へ】

- ① いじめを受けている児童の辛さや悔しい気持ちを十分に受け止める。（傾聴）
- ② いじめを受けている側にも落ち度があったのではないかと原因追求をしない。
- ③ 児童の思いを聞きながら、今後の具体的対応を示し、必ず解決できるよう安心感を持たせる。（教師は絶対的味方）
- ④ 自分の良さを再確認させ、自信を持てるよう言葉がけをしながら、今まで通りの生活ができるか確認する。
- ⑤ 生活環境を変える必要があることを望んだ場合は、必ず対応する。

【いじめられている児童の保護者へ】

- ① 発見したその日のうちに連絡を取り、保護者に直接事実関係を伝える。
- ② 学校の方針を伝え、今後の対応について意向を聞き協議する。
- ③ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ち悔しさなどを共感的に受け止める。
- ④ 家庭において児童の様子を注意してみていただきながら、些細なことでも相談していただけるよう伝える。

- (2) いじめた側への指導

【いじめた児童への指導・措置】

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由などを確認する。
はっきりと確認がとれるまでは頭ごなしに決めつけない。
- ② 傾聴：不満・不安の訴えを十分に聞く。受容的態度
- ③ 内省：いじめられる子のつらさに気づかせる。
→ いじめは絶対にいけないことの指導
→ いじめている子もつらい立場の場合があるので、しっかりと聞く。
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。
- ⑤ 回復：役割体験などを通じて所属感を高める。
心理的ケアを十分に行う。

【いじめた児童の保護者へ】

- ① 事実を正確に伝える。（事象を説明する。理由は本人が話した内容を伝える）
- ② 正確な事実を伝え、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、理解を得る。
- ③ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導も願います。
- ④ 保護者として自分の子どもに対する怒り、情けなさ、自責の念などもしっかりと聞き、保護者の気持ちを認めていく。

- ⑤具体的な助言を行いながら、保護者とともに児童の立ち直りに協力を得る。
- (3) いじめが起こった集団への指導
- ①具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
 - ②いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むようにする。
 - ③傍観者の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
 - ④意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
- 【学級での話し合いの進め方】
- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為であること
 - イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
 - ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動(是認、黙認 → 責任の確認)
人権意識の育成、信頼感の確立
 - エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感
- (4) ケータイ・ネットに関する正しい知識をもたせる。
- 児童の利用の実態に目を向け、「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせるようにする。

四 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

1 重大事態とは

- ①いじめにより以下のような児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
- ③児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

2 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。
- ②教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③調査結果を教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置をとる。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者の安心・安全の確保をする。
 - ・安心・安全を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。
 - ・学校体制での見守りとスクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
- ⑤いじめた児童への指導
 - ・いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をし、自分の行為を自覚させ、健全な人間関係をはぐくむことができるような配慮を継続する。

3 調査委員会の設置

- ・調査の母体を「いじめ防止対策委員会」とし、場合によっては専門家(弁護士、学識経験者など)を加える。
- ・その際、教育委員会から必要な指導、人的措置を含めた適切な支援を受けながら進める。

4 調査の実施

- ①いじめられた児童・保護者からの聞き取り

②いじめた児童からの聞き取り

③周りの児童からの聞き取り

5 調査結果の報告

調査結果については、県教委に報告する。

いじめを受けた児童または保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添える。

